

平成31年4月 自習室個席の指定について

法4号館1階～3階の自習室及び第2本部棟7階の第2・第3自習室の個席は指定席制となっている。2019年度入学者について、2019年4月1日から2020年3月までの指定席を別添のとおり学務委員会で指定したので、掲示および法科大学院便覧掲載の「自習室利用の手引き（改訂版）」を遵守の上、以下を留意の上、各自指定された個席の利用を開始すること。

・第2、第3自習室の開室時間は7：00から22：30までであるが、第2本部棟正面入口及び南入口閉鎖時は、南入口から暗証番号を使って入館すること。暗証番号は、教育支援室または大学院係で身分証明書を確認した上で教えることとする。（当該暗証番号は、一切他の者に教えてはならない。第2本部棟全体のセキュリティに関わることなので厳に留意すること。）

・学生同士の合意の上で個席を交換した場合は法科大学院学生向けホームページから様式をダウンロードし、大学院係窓口前のボックスに届け出ること。

・万一指定された個席に以前の利用者の私物が特段の表示も無しに残置されていた場合には、私物の置き捨てとみなし、新たに指定された者が撤去しても構わないこととするが、その場合は、法科大学院生向けホームページからダウンロードした「自習室内残置物撤去届」に必要事項を記入した上で教育支援室に申し出て指示に従うこと。申請する前に自身の判断で処分をしないこと。

なお、表示がある場合の扱いについては別に掲示した「自習室個席の清掃・原状復帰についてのQ&A」を参照すること。

・第2本部棟7階の第2自習室、第3自習室に個席を指定された学生は、ガラス棟3階のロッカーの他に、第2本部棟7階722号室のロッカーを使用することを認める。個席番号に対応するロッカーを使用してよい。ロッカーの中に万一私物が残置されていた場合、私物の置き捨てとみなし、個席への残置物と同様の措置をとること。なお、722号室内のロッカーのカギは配付しないので、貴重品を入れないようにすること。